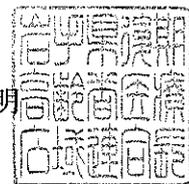


岩手県後期高齢者医療広域連合予算の要領の公表について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第219条第2項の規定によ
り、次の予算の要領を別添のとおり公表します。

平成21年2月18日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明



- 1 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 3 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 4 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 21 年 2 月

岩手県後期高齢者医療
広域連合議会定例会議案

(抄本)

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号	岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 3 号	岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第 4 号	岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第 5 号	岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例	13
議案第 6 号	岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第 7 号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	18
議案第 8 号	平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 3 号)	20
議案第 9 号	平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	23
議案第 10 号	平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	26
議案第 11 号	平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	29

議案第 8 号

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 3 号）

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 940,064 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,193,285 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 2 月 10 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		229,844	7,000	222,844
	1 負担金	229,844	7,000	222,844
2 国庫支出金		1,638	929,064	930,702
	2 国庫補助金	0	929,064	929,064
8 諸収入		1,203	18,000	19,203
	1 預金利子	313	18,000	18,313
歳 入 合 計		253,221	940,064	1,193,285

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		247,770	940,064	1,187,834
	1 総務管理費	247,448	940,064	1,187,512
歳 出	合 計	253,221	940,064	1,193,285

議案第9号

平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成20年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,454,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月10日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市町村支出金		19,277,610	236,626	19,040,984
	1 市町村負担金	19,277,610	236,626	19,040,984
2 国庫支出金		39,609,040	627,830	38,981,210
	1 国庫負担金	27,640,883	64,754	27,576,129
	2 国庫補助金	11,968,157	563,076	11,405,081
3 県支出金		9,374,421	46,472	9,327,949
	1 県負担金	9,374,421	46,472	9,327,949
4 支払基金交付金		45,676,654	1,910,269	47,586,923
	1 支払基金交付金	45,676,654	1,910,269	47,586,923
5 特別高額医療費共同事業交付金		18,194	11,714	6,480
	1 特別高額医療費共同事業交付金	18,194	11,714	6,480
8 繰入金		525,057	62,502	462,555
	2 基金繰入金	513,194	62,502	450,692
10 諸収入		188,863	140,925	47,938
	3 雑入	188,860	140,925	47,935
歳 入	合 計	114,669,842	784,200	115,454,042

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		403,271	23,166	426,437
	1 総務管理費	402,899	23,166	426,065
2 保険給付費		113,927,059	762,343	114,689,402
	1 療養諸費	110,619,964	554,573	111,174,537
	2 高額療養諸費	2,969,025	255,770	3,224,795
	3 その他医療給付費	338,070	48,000	290,070
3 県財政安定化基金拠出金		108,068	2,229	105,839
	1 県財政安定化基金拠出金	108,068	2,229	105,839
4 特別高額医療費共同事業 拠出金		18,294	11,693	6,601
	1 特別高額医療費共同事業 拠出金	18,294	11,693	6,601
5 保健事業費		190,036	12,613	202,649
	1 健康保持増進事業費	190,036	12,613	202,649
歳 出	合 計	114,669,842	784,200	115,454,042

議案第 10 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 229,345 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 21 年 2 月 10 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 214,768
	1 負担金	214,768
2 国庫支出金		1,689
	1 国庫負担金	1,689
3 県支出金		1,689
	1 県負担金	1,689
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		8,500
	1 基金繰入金	8,500
7 繰越金		500
	1 繰越金	500
8 諸収入		2,197
	1 預金利子	757
	2 雑入	1,440
歳 入 合 計		229,345

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 1,921
	1 議会費	1,921
2 総務費		223,046
	1 総務管理費	222,837
	2 選挙費	24
	3 監査委員費	185
3 民生費		3,378
	1 社会福祉費	3,378
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		229,345

議案第 11 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 129,973,860 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 21 年 2 月 10 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村支出金		千円 20,622,758
	1 市町村負担金	20,622,758
2 国庫支出金		43,513,730
	1 国庫負担金	30,958,571
	2 国庫補助金	12,555,159
3 県支出金		10,500,855
	1 県負担金	10,500,854
	2 財政安定化基金支出金	1
4 支払基金交付金		54,350,501
	1 支払基金交付金	54,350,501
5 特別高額医療費共同事業交付金		11,597
	1 特別高額医療費共同事業交付金	11,597
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		921,123
	1 一般会計繰入金	3,379
	2 基金繰入金	917,744

款	項	金額
9 繰越金		千円 1,000
	1 繰越金	1,000
11 諸収入		52,295
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑入	52,293
歳 入 合 計		129,973,860

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 353,077
	1 総務管理費	352,426
	2 賦課徴収費	651
2 保険給付費		129,264,268
	1 療養諸費	124,768,749
	2 高額療養諸費	4,192,999
	3 その他医療給付費	302,520
3 県財政安定化基金拠出金		105,839
	1 県財政安定化基金拠出金	105,839
4 特別高額医療費共同事業拠出金		18,198
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	18,198
5 保健事業費		211,011
	1 健康保持増進事業費	211,011
8 公債費		11,365
	1 公債費	11,364
	2 県財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		102

款	項	金額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	102
10 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳	出	合計
		129,973,860